平成２７年（フ）第４１９号
岐阜県瑞穂市十九条286番地１　サンフラワー　Ａ―201号、前住所神奈川県中郡大磯町大磯84番地の１
債務者　相原　秀年
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２５号
岐阜県羽島郡笠松町北及1582番地の１（コーポプリンス　102号室）
債務者　高橋　英樹
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４２号
岐阜県関市緑ケ丘２丁目７番12―104号、前住所岐阜県安八郡輪之内町塩喰479番地
債務者　高木　宏文
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１号
鳥取県米子市博労町１丁目134番地、前住所兵庫県神戸市東灘区深江本町１丁目５番11―501号
債務者　樋口　純一
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２１号
山口県下関市武久町１丁目20番17号　シャンドフルールⅦ　101号、前住所北九州市門司区栄町11番22号
債務者　田中　悦治
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
愛媛県松山市古川南３丁目14番26号
債務者　嶋村　祐介
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
愛媛県西条市船屋甲617番地16、前住所愛媛県新居浜市西連寺町２丁目２番10号
債務者　荻山　　潤
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１０号
愛媛県今治市波方町岡甲337番地９　波方岡北団地116号、前住所愛媛県今治市玉川町中村甲884番地
債務者　正岡ミユキ
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１５号
福岡県飯塚市西徳前13番４号
債務者　高瀬　和敏
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１７号
福岡県田川市大字伊加利1908番地１　中央団地４区　８－５－３
債務者　西原　文子
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１８号
福岡県田川郡福智町上野2772番地10
債務者　池尻　千恵
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第５３号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町７番26号（石塚アパート201号）
債務者　湯之原ユカリ
１　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１６号
北海道小樽市桜３丁目19番40号
債務者　田村由紀子
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１７号
北海道小樽市桜３丁目19番40号、前住所北海道小樽市桜３丁目18番157号
債務者　田村真由美
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２２号
北海道古平郡古平町大字本町30番地
債務者　佐藤　貴子
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１２４号
京都府木津川市木津町内垣外11番地２　やまたけハイツ501号
債務者　石井　斉秀
１　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６号
山口県周南市秋月３丁目15番43号、前住所山口県周南市大字須々万奥285番地の10
債務者　サインハートこと　川脇　久志
１　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部